

令和5年7月28日（金）

於・農林水産省第3特別会議室

## 第211回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午前10時00分 開会

○望月林政課長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

7月4日付けで林政課長を拝命いたしました望月と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、定足数について御報告させていただきます。本日は、委員20名中、オンラインでの御出席を含め14名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

お手元に「参考1」として林政審議会委員名簿を配布しておりますが、本日は、秋吉委員、飯塚委員、出島委員、中崎委員、福島委員、丸川委員は御欠席となっております。

また、林野庁の人事異動がございましたので、この場を借りて御紹介させていただきます。

7月4日付けで、青山林野庁長官、小坂林野庁次長、谷村林政部長、長崎屋森林整備部長、上杉企画課長、石田木材産業課長、三上木材利用課長、齋藤計画課長、福田森林利用課長、木下整備課長、安高研究指導課長、そして私、望月が林政課長に就任いたしましたので、お手元の「参考2」の林野庁名簿を御覧いただければ幸いです。

また、今回の林政審議会はオンラインも併用しての開催となっている関係で、皆様をお願いを申し上げます。会場にお越しの方は、御発言の際にはマイクのスイッチをオンにいただき、できるだけ口に近づけてゆっくと御発言を頂きたいと思ひます。小山委員におかれましては、御発言の際にはマイクをオンにいただき、御発言が終わりましたらミュートにしてくださいよう、お願ひいたします。

それでは、ここからの議事進行は土屋会長にお願ひしたいと思ひます。土屋会長、よろしくお願ひします。

○土屋会長 皆様、改めまして、おはようございます。

もう挨拶をするときは大体初めに「暑いですね」で始まるぐらい、日本全国がかなり暑い状況にありますが、その中で朝から御参加くださりましてありがとうございます。

今の出席状況でもお分かりのように、今回かなり委員の出席人数が少なくなっているんですが、実は出席予定だった方で2人、体調を崩されて欠席された方がおられるようです。今、様々な感染症が年代を問わずはやっているようでして、皆さん、まずは御自愛ください。

今日も様々な、様々というか重要な議題がたくさん入っております。先ほど御紹介がありましたように、林野庁側の体制も長官以下一新されたようで、新たな気持ちでこれからの林政審をやっていきたいと思っております。

まず初めに、御新任の青山林野庁長官の方から御挨拶をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○青山林野庁長官 御紹介いただきました林野庁長官の青山でございます。7月4日付けで拝命をいたしました。

林政審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私自身は、林野庁は平成27年に林政課長を務めておりましたので、約8年ぶり、間7年空いておりますけれども、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど会長の方からお話ございましたけれども、体調を崩されている方が非常に多くございまして、私も今週月曜日と火曜日に風邪を引きましてお休みを取らせていただきました。皆様、体調にお気を付けください。

本日の議題としましては三つございまして、一つ目は、4月に諮問させていただきました全国森林計画の策定についてでございます。全国森林計画につきましては、御案内のとおり、大臣が森林・林業基本計画に即して5年ごとに、15年を1期として策定する計画となっております。令和3年に変更されました森林・林業基本計画の実現に向けまして、最新の森林資源量を踏まえた新たな計画量を算定するとともに、盛土等安全対策の適切な実施でありますとか、木材の合法性確認の取組強化など、新たな情勢変化を踏まえた見直しを行いたいと思っております。本年秋頃の答申を目指しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

二つ目は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の改正についてでございます。見直しに当たりましては、本日御出席の立花委員にも検討会の座長として大変お世話になりました。4月に成立させていただきました、改正法の施行は公布日から2年以内ということになりますので、令和7年春頃となっております。本日は改正の内容等について御説明させていただきたいと思っております。

三つ目は、花粉発生源対策の推進についてでございます。岸田政権の一つの課題となっておりますので、御審議を頂きたいと思っております。

本日は長時間でございますけれども、委員の皆様におかれましては忌憚のない御議論を賜りますことをお願い申し上げます。開会に当たっての私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○土屋会長 長官、どうもありがとうございました。

それでは、議題に入りたいと思っております。

一番初めに、全国森林計画の策定についてです。

これ、今御説明がありましたように、4月の審議会で諮問を審議会として受けているものです。これから検討して、これも御説明ありましたように、秋頃には答申ということになるかと思っております。

まず、事務局の方から御説明をお願いいたします。計画課長、お願いいたします。

○齋藤計画課長 それでは、私の方から、資料に沿いまして説明をさせていただきます。主に使用いたしますのは資料1-1と1-4でございます。御用意いただければと思います。

まず、資料1-1の2ページを御覧ください。

前回の林政審議会にも説明をさせていただいておりますけれども、少しおさらいとなりますが、説明をさせていただきます。

全国森林計画は、農林水産大臣が、森林法第4条の規定に基づき、森林・林業基本計画に即して、5年ごとに15年を1期として定める計画でございます。都道府県知事が立てる地域森林計画等の指針として、森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、保安施設等に関する事項を定めるものです。

資料3ページ、御覧ください。

新たに策定する計画の計画期間は、令和6年4月1日から令和21年3月31日までの15年間になります。

策定のポイントは、令和3年6月以降に変更された森林・林業基本計画に即し全国森林計画の変更を行っておりますので、今回はそれ以降の主な出来事ということで、盛土の安全対策の適切な実施ですとか、合法伐採木材の確認の強化、それから花粉症発生源対策の加速化、林業労働力の確保の促進、高度な森林資源情報の整備、そして、最新の森林資源の状況というのを把握しておりますので、それに即した計画量というのを算定してございます。

事前にお送りさせていただいた資料に、委員からたくさん御意見を頂いております。そういったもののお答えと併せながら進めていきたいと思っておりますが、資料1-4、御覧ください。

1ページ目でございますように、本体の資料の方は4ページ目でございます。

まず、計画量関係に幾つか御意見を頂いております。

一つ目、計画量の造林面積に関しまして、どれくらい再造林割合を想定しているのかというお尋ねがございました。造林面積に占める人工造林面積の割合は6割ということになります。残りは天然更新ということになりますけれども、これは主に択伐後に実施される部分というのが占めているということになります。

二つ目、三つ目の関係で、やはり造林面積の関係で、計画量と実績の乖離のお話、あるいは、そこをしっかりと対策していけるのかということ、それから、資源を有効に持続的に使ってもらいたいというような御意見を頂いております。それに対する対応といたしましては、記載しているとおりでございますけれども、伐採造林届出などの森林計画の適切な運用、再造林を促すような取組、森林整備事業による再造林経費の補助、さらには、しっかりと必要な予算の確保に努めるとともに、造林作業そのものの低コスト化、伐採造林一貫作業の普及や低密度植栽への支援強化、エリートツリー等の成長の良い苗木の生産等にも積極的に取り組んで、再造林

の推進を図っていききたいというふうに考えてございます。

さらに計画量関係、複層林を増やしていくというのは良いことなんだけれども、複層林への誘導の基準が分かりやすければ良いと思うという御指摘を頂いております。もともと、先ほど申し上げましたように、森林・林業基本計画に即してということなんですが、森林・林業基本計画の中にも記載がございまして、「自然的・社会的条件を勘案しつつ」うんぬんとございまして、そういった森林の誘導の方向がありまして、全国森林計画の方には、公益的機能の維持増進を図るための森林につきまして、山地災害防止機能や快適環境の形成機能等に応じて、複層林施業を推進する森林の要件というのを記載してございます。

ちょっと御紹介をすると、本体の1-3の資料の28ページ目の辺りに記載が出てまいります。今ほど申し上げましたように、機能に応じた形で複層林施業を推進するという記載が見えていただけるかなというふうに思います。こういった形で複層林への誘導ということを全国森林計画の中でも示しております。

次に、資料1-4の2ページ目を御覧ください。本体資料は5ページでございます。

盛土等の安全対策の適切な実施及び林地開発許可制度の適切な運用ということで、盛土規制法の関係、これに対応した記述を充実させているところですが、委員からは、資料1-4の2ページ左上のような御指摘を頂きまして、私ども、委員の御指摘を踏まえまして、そのように修正させていただくというふうにしております。

5ページの方では、黄色にハイライトさせていただいているような形で修正をさせていただこうと思っております。

続きまして、本体資料1-1の6ページ、御覧ください。

ここに関しましては、特段委員からの御意見を頂いておりませんが、冒頭、長官からも御紹介をいたしましたとおり、さきの通常国会で改正されましたクリーンウッド法の改正、こういったことに対応した記述を充実させていただいているということでございます。

次、引き続き1-1の7ページでございます。

これは、委員の御意見で申しますと、3ページの一番下のところにありますように、花粉症対策の関係で、国産材の需要拡大が重要になることを考えると、そういった取組というのをしっかり林野庁の方でやっていくべきであるというような御意見を頂いております。

後ほど議題にも立っておりますので、花粉症対策の全体像については、内容については後ほど譲りますけれども、この度の関係閣僚会議の決定を踏まえまして、これまでも花粉症対策に関する記述というのはさせてきていただいているんですけれども、そういったことを充実させていただいているのが、7ページ、8ページという辺りに記載がございまして、

続きまして、9ページでございます。

1－4の資料で申し上げますと2ページのところの二つ目の項目のところ、この林業労働力の確保の促進に関しましては、基本方針の変更というのを令和4年10月に行っておりますけれども、それに対応した記載を事務局の方からさせていただきましたけれども、委員からは、「女性労働者」、「外国人材」の呼び分けについて事情があるのかと。もし差し障りがないのであれば、言葉を統一して、「女性人材」、「外国人材」とすることとしてはどうかという御指摘を頂いております。

この部分については、まずは委員の御指摘を踏まえまして、本体資料の方、やはりハイライトさせていただいているような形で修文をさせていただいております。

考え方につきましては、右側に書いてございますけれども、委員の御指摘も踏まえて、林野庁としても、今世の中でお話しになっているようなことを踏まえた対応をしっかりと取っていきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、労働力の関係で二つ御意見を頂いております。林業労働力の確保の促進に関して、全ての計画実施に向けての根本だという御指摘で、外国人材の適切・適正な受入れ等、大きな方向転換とも感じるが、重要な施策と思えるので計画実行を期待したいというお話、それから、今後の林業は若い人たちが入っていかないと成り立っていかないと思っていると、海外の方が日本の林業で働く上でハードルは高いといったものがなく、国としても徐々に増やしていくという方針であることは明るい話題であり、かつ重要なポイントだと思っているという御評価を頂く声を頂いております。これにつきましては、当然私どももこういった形で全森計画にも記載を充実して、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、1－4の委員からの意見で言いますと3ページ目で、本体資料で言いますと10ページ目でございます。

本体資料の方に記載にありますとおり、高度な森林資源情報の整備・活用ということについては、これまでも私どもしっかりと取り組んできておりますけれども、より一層取組を充実させていくということで、全森計画の記述につきましても記載のように充実を図っているところでございます。

これに関連いたしまして、3ページ一番上の項目に、治山事業においても航空レーザー等の技術というのはしっかり活用されているので、そういったことをちゃんと反映した方がいいんじゃないかという御指摘を頂いて、修文案を頂きました。事務局といたしましては、本体資料をハイライトさせていただいているように、治山事業の中でも具体的にどういった取組に活用されているかということが分かるような記載として、「崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。」というような記載で、記載を充実させていただいております。

それから関連で、二つ目の項目ですね。修文の御意見を頂きました。委員の修文意見としては、「及び時系列的なデータの整備を」ということで御指摘を頂いております。これに関しましては、私ども、原文のままとさせていただきたいというふうにしておりますけれども、令和3年度時点での保安林における航空レーザー計測の実施状況はまだ約半分で、まずは全国の計測をしっかりと進めることが重要であるというふうと考えております。そういったことから原案のままとさせていただきたいということでございますけれども、委員御指摘のとおり、例えば災害の発生前と発生後で航空レーザー計測のデータ比較をすることは治山対策を行う上でも重要でありますので、そういった形で対応することとしたいと思っております。

以上で、概要での御説明、それから委員からの御指摘に対するお答えというのは以上になりますけれども、最後のページ、もう先ほど来、スケジュールについてはお話がございましたけれども、本日、素案を御審議いただきまして、8月上旬頃にはパブリックコメントをさせていただき、9月頃、また再びこの場で御審議いただき、答申を頂くと。10月頃の閣議決定を目指したいという中身になってございます。

私からの説明は以上でございます。

○土屋会長 簡潔な御説明、ありがとうございます。

今御説明の中にもあったように、今回は事前に事務局の方から各委員の皆様に連絡を取っていただきまして、そこで御意見を伺い、それを先ほどの資料の1-4のように取りまとめ、計画案の必要な修正を行い、それからまた委員への御説明等もしているところと伺っています。

これは、審議会の審議をなるべく充実したものにしたいという方針の一環としてこういうことをやっただけしているわけですが、あと、今日御都合が合わなくて欠席した委員の方には、場合によっては意見書というのを提出するという手段もあるということを皆さんもちょっと御承知おきください。委員としてこの場で発言する機会が御欠席の場合はないわけなので、それに代わるものとしては意見書の提出もあり得ます。今回はそういう形での提出はなかったんですけども、あれば、それは公式の資料として添付されて、これからも残る形になりますので、この審議会の場での発言が議事録に残るのと同様に御意見を記録することができますので、是非、そういう手段もある、つまり、休んじゃったらもう何も言う資格がないってことではないということをよく御承知おきください。

それで、これから皆さんから御質問、御意見を伺いたいと思いますが、今日、小山委員はオンラインでの出席ですので、ちょっと私、頭から飛んでしまう危険性がありますので、御発言の御希望がありましたら、手を挙げていただくなり御発声していただくなりで注意喚起をお願いします。よろしくをお願いします。

既に意見を出しているから言えないんじゃないかということをお考えの方もいらっしゃるか

もしれないんですけども、そんなことはございませんので、追加の御意見でもいいですし、それ以外の気付いたことの御意見でも構いません。もちろん事前には御意見いただいていた方も、様々な御意見を頂ければと思います。特に場所は区切りませんので、挙手の上、御発言をお願いいたします。そのときに、一体どこのことを御発言されているのかについて適宜、1-1だとか1-4だとか、若しくは、本文は何でしたっけ、1-3とかっていうことを御指示ください。ちょっと説明が長くなりましたが、いかがでしょうか。

どうぞ、中西委員。

○中西委員 中西でございます。

既に幾つか意見を出させていただき、お答えいただいておりますが、付け加えて一つ。4ページ等にある計画量の記載ですが、この計画量は、基本的には木材需要等を配慮した上での伐採適齢というところを勘案して出てくる数量だと思います。最近、業界の動きを見ていますと、大径木の処理が追いつかないだとか、あるいは、ロシア材の高強度のカラマツ等の輸入がなくなったことで、業界では国産のカラマツにシフトしたいというところが多かったにもかかわらず、供給がタイトであったりだとか、伐採適齢期による量的な計画がもちろん一番の重要なポイントだと思いますが、樹種的なところを含めた質的な配慮に着目した計画であれば良いと感じました。

○土屋会長 ありがとうございます。

これからどのぐらい委員の皆様から意見が出てくるかにもよるんですが、続けてもしもあれば、できたら関連したのがいいのかもしれない。

河野委員、どうぞ。

○河野委員 御説明、大変ありがとうございました。

私は多分、ここにいらっしゃる方々が森林や林業に関わる密度といいましょうか、関係性からいうと一番の遠いところにいる消費者の立場で参加させていただいております。ただし、本当に今回出された計画は最近の情勢の変化というのをしっかりと読み込んでくださって、私たち一般国民にとっても、盛土法の改正ですとか、それからクリーンウッド法、いわゆる適正な木材の使用ですとか、それから花粉症対策、最近の課題に対してしっかりと向き合ってください、国民にとっても関心事が高い部分に配慮した計画になっているというふうに思っております。

特に感じているのは、今回のこの森林計画も15年という中期の計画ですけども、環境変化というのはこのところすごく目まぐるしいので、林業や森林関係においても、やはり15年の分の計画を決めたからそのまま遂行していけばいいのではというような状況ではなく、なるべく単年度で、環境変化に応じた形で見直していくという姿勢も必要ではないかというふうに思っ

ております。

それからもう一つは、森林や木材の活用の射程が広がっているというふうに思っていて、今回も課題になっています、森林が太陽光発電のエネルギー生産の場となっていることや、バイオマス発電の原材料として非常に注目され期待が大きいと、それに伴ってリスクも増大しているということが理解できました。本当に、そうした国民の不安やリスクに対してしっかりと書き込んでいただいていますので、社会への警鐘も含めて、安心した森林それから木材の利活用につながるものだと受け止めています。

最後に、パブリックコメントなんですけれども、恐らくこれまでも関係者の、こういった計画に対するパブコメというのは関係者の方からしか上がってこないのではないかとこのように思っています。私、消費者団体におりますけれども、距離感はあるんですけれども、是非今回、身近な議題がかなり入っておりますので、消費者団体等の間でもこういったことを読み込んで意見をお伝えできるように努力したいと思いますし、是非事務局の方も、従来のつて以外のところ、広く意見を収集するというふうなところで、一工夫していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

御意見と質問と両方合わせてだと思えますけれども、一応このぐらいで切りましょうか。

○齋藤計画課長 はい。ありがとうございます。

まず、中西委員から頂いた御意見、御質問の部分ですけれども、まず、需要をちゃんと見込んでいるのかという点に関しましては、冒頭で御説明をいたしましたとおり、森林・林業基本計画に即してというぐだりがあったかと思うんですけれども、森林・林業基本計画の方、令和3年6月に策定をしておりますが、ここで需要の見通しを考えながら総量を規定しております。それに即する形で全国森林計画を策定させていただくということでございますので、そこは十分に考慮された中身になっていると認識しております。

更にいろいろ、大径材あるいは樹種ごとの問題ということも御指摘を頂きましたけれども、そういった観点もございまして、地域森林計画では、2ページの体系図を御覧いただきますと、赤く囲みがあります全国森林計画、これが今回御審議いただいている計画でございますけれども、この下に地域森林計画という都道府県知事さんが立てる計画で、これは全国が44の広域流域で、それを都道府県に立てていただくのは158に分割をいたしまして、その地域ごとの資源量を勘案して、地域ごとの計画を立てていただくという仕組みになっております。ですから当然、例えば今お話のあったカラマツでいえば北海道ですとか、東北の方ですとか、あるいは長野、そういった産地ではそういったことを勘案した数量が、地域の森林計画を見ていただくと、

どういう状況かというのを今後見ていただけるような仕組みになってございます。

河野委員から頂きました、非常に高い評価を頂いて恐縮しております。

まず、変更のサイクルに関しては、実は、今ほど申し上げました森林・林業基本計画の改定を令和3年6月にいたしましたときに、これに連動して一度、全国森林計画は変更してございます。さらに、今回最新の資源データもそろいましたし、今ほど御説明をさせていただいた直近の変化、非常に重要な要素が入っておりますので、そういった変化にも対応する形で変更を、充実をさせていただいたという中身にさせていただいております。

さらに、パブリックコメントに関して、もう少し一般の方の御意見が反映されるようにという御指摘ございましたけれども、今までも全く一般の方からの御意見が出ていないということもないんですけれども、やはり総じて関係者の意見が多いというのは、もう御指摘のとおりかと思えます。そういう意味では、私どももPRに努めてまいりたいと思えますし、そういった意見が反映できるように策定をしていきたいと考えております。

○土屋会長 ありがとうございます。

よろしいですか、中西委員、河野委員。

今、一番最後のパブリックコメントのところ、後でもまた御説明があると思えますけれども、これまでの実績としては、コメント数は決して多くはないということがあって、すごく多ければいいというものでもないわけで、質にもよるわけですが、やはり様々な階層から様々な御意見が出るということが良い方向だと思っております。私もある団体に属しておりますが、皆さんもそれぞれ様々な団体に御関係なさっていると思えますので、是非そういうところでもコメントを出すような方向に動いていただくと有り難いと。それから、もちろんこれは個人でも出せますので、個人として自分の思いを書いてもらうというのも非常に重要だと思っておりますので、是非、この場を借りてお願いしたいと思っております。

ほかに御質問、御意見等はいかがでしょう。

どうぞ。

○立花委員 御説明ありがとうございました。

基本的なところを教えてくださいたいです。大学の教員をしながらこのようなことを聞くのは非常に恥ずかしいところではありますけれども、都道府県の地域森林計画の関係のところ、複数の県にまたがる流域は幾つもあると思うんですけれども、そうした場合に、その流域における川上・川中・川下とか、川上・川下とか、県をまたがる連携というのはどのぐらい図られているものなんでしょうか。やはり流域としてしっかりと管理するというのがとても大事と私は思っております、流域管理システムにおいて30年ほど前には様々な議論がされて、施策としてもあったわけですが、その辺りについて現状を教えてください、もし流域にある県

等において何らかの形で連携に不足があるとすれば、その連携を図ることを促すということも必要になってくるんじゃないかと思います。本当に勉強も含めてなんですけれども、教えていただければと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかに、あともう一つぐらい、いかがですか。

そうしましたら、ちょっと私から。

今のも少し関係するんですけれども、この全国森林計画自体ではないんですけれども、先ほど御説明ありましたように、この下で地域森林計画、それから、その下には市町村森林整備計画もあるわけなんですけれども、そこに流れていくわけですが、実は、ちょっと関係していたある都道府県で地方森林計画の策定に関わったことがあるんですが、文言が毎回同じじゃないか、それから、もう少し、その都道府県のオリジナルな表現を増やした方がいいんじゃないかということを上上げたことがあるんですが、そのときの担当の職員の方の答えは、林野庁筋の方から一定の指導があって、それを覆して自分で、自分たちでオリジナルなものを作ろうとすると非常に手間が掛かると。なので、もう同じにしていますよという、かなり赤裸々な話がありました。多分そういう対応は他の都道府県でもあり得る話だと思います。ただ、そのときに分かったのは、都道府県によっては、そういう手間をおしてオリジナルな記述を加えているところもあるようです。

今回の議論、これまでの御発言にもあったように、新しい話題、重要な話題をいっぱい組み込んでいるわけで、それについては地方性もかなり出てくる部分があると思うんで、これ、単なる意見なんですけれども、何かその辺のところ、どうしろというんじゃないんですけれども、都道府県の自主性というのを少し増やすような方向には行けないかなという意見について、どう思われますかということでしょうか。

ほか、いかがですか。

そうしましたら、今二つ来ていますので、それについてお答えをお願いします。

○齋藤計画課長 それでは、まず立花委員から頂きました御質問についてですけれども、正に、やはり実際、計画の策定ということで申しますと、地域森林計画は知事さんがお立てになりますから、当然立てる区域というのは行政区界を越えない形で、それぞれの地域森林計画の区域において立てる仕組みになっております。そういうこともあって、正に流域単位でのという仕組みを補うために全国森林計画で44の流域、その下に158の流域を設けていて、その流域間の調整というのは、全国森林計画で定めた広域流域の中でそれをバランスしていくという構造になっております。それがまず一つ。

それから、土屋先生から頂いた点に関しまして申し上げますと、まず、この全国森林計画、御覧を頂くと様々なことが書いてございます、今回御覧いただいたとおりで。実は、この全国森林計画というのは、特に整備に関する事項、保全に関する事項と、それぞれあるわけですが、整備に関する事項で、この資料の1-3で御覧いただくと、10ページ辺りを御覧いただくと分かりやすいんですけども、まず、森林施業ってどういうものかという言葉の定義をしたりしています。そういった言葉の定義から始まって、施業の方法の基準となっている側面がございます。

ですから、その骨格部分に関しては、我々から、こういう考え方でやらせていただいているということで、これが最終的には市町村森林整備計画まで下りていきまして、この市町村森林整備計画の中で、その骨格的な部分というのは施業の規範になっていく性質を持っております。ですから、そういった部分に関しては、余り極端な改変をしていただくということについては、我々としてもいろいろな形でお話をさせていただく場面があるかと思えます。

一方で、この計画制度が階層構造を取っていることのゆえんでもございますけれども、やはり我が国は南北に長く、標高差もあって森林も多様でございます。樹種特性も非常に地域差があると。そういった地域の樹種に依拠する、例えば南九州のスギの育ち方と東北のスギの育ち方が違うのはもう言わずもがなということでございまして、そういった地域特性に依拠する部分というのはむしろ都道府県知事さんあるいは市町村長さんの方がよく御存じの部分なので、そういったところは地域のお考えあるいは実態というのを反映して記載していただくということにしております。特に典型的な部分で言えば、天然更新をするときに、高木性の樹種がどんなものがあるのかとかというのは、やはりその地域でよく御存じの方でないと記載ができない部分でもございまして、そういったところは非常にバリエーションに富んだ計画になっております。

特に社会一般との関わりで書かれているような部分というのは、やはり知事さんのお考えあるいは市町村長さんのお考えもあろうし、そういったことも含めていろいろ工夫を凝らしていただくことは、もう先生おっしゃるとおり、あるべき姿だと思いますし、それを私どもの方で、そんな書き方しないでくれなどという言い方は当然するような性質のものでもないと思っております。

以上です。

○土屋会長 はい、どうぞ。

○立花委員 御説明ありがとうございました。

この全国森林計画の二つの項目のうちの一つが地域森林計画等の指針となっておりますし、もし流域の中でうまく連携が取れていないというようなことがあるならば、今、流域の中での

広範囲での災害が起きるとか、あるいは、流域の中での広範囲での木材の流通、広域流通が広がっていますので、是非そうした観点も含めながら、都道府県知事の皆様の連携であるとか、あるいは流域の近くにある市町村の中で市町村森林整備計画を策定するに当たっての連携であるとか、そうしたことを是非促すような形でやっていただくのが、国民、我々の社会・経済にとっても非常に重要じゃないかと思われるものですから、何らかの形で方向付けとして示していただければいいと思いました。これは意見でございます。

以上です。

○土屋会長 今のは意見ということで、特に回答は要らないよね。

今のような、私のような意見も含めて少し、ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、玉置委員。

○玉置委員 意見です。

盛土規制法のところですが、今まで、豪雨時の土砂、樹木、それから太陽光を含めての地滑り災害を防ぐために、様々なことをやられてきているとは思いますが、今までの宅地造成とか開発造成という場合は、都道府県の崖地条例などの規制で擁壁とか形状、建築の規制とかということに頼っていたところが多かったと思います。それに対して今回は、基本的な開発とか造成、盛土から更なる規制がされることを、さらに国土交通省と農林水産省が共管法としてされるということをすごく心強く思います。一日も早く運用マニュアル化されることを期待したいと思います。

それから、合法伐採木材のところですが、比較的、建築資材はほぼ国産材になったかというふうに思っております。ただ、家具とか造成物を作るときは、その下地材とか芯材なんていうのは、もう製造された状態で輸入されるということがまだまだ多いと思いますので、この水際の義務化、水際業者による確認義務強化というところを本当に今後は強く望みたいと思います。

以上です。

○土屋会長 御意見ありがとうございました。

もう一つぐらい、いかがでしょうか。時間的にもまだ少し余裕があります。

よろしいですか。

どうぞ、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 私は自治体の長でありますから、現場で今困ってというか、どういうことかということ踏まえて、ちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。

1-1の10ページで、担い手対策のところあったですな。すみません、9ページになるのか。林業に従事する者の養成及び確保ということで、新たな次期計画に修正部を含めて、担い手確保にいろいろな方策、そして所得、そういったことが十分盛り込まれていることに、改めてよ

かったなと思いますし、御礼申し上げたいというふうに思います。

今、宮崎県の方では、本当に伐採は大変進んでおりますから、32年、素材生産量日本一ということであります。課題はやはり再生林であります。循環型林業をしていくのに、再生林をどうやってするのか。素材の方々は機械化等が進んでおりまして担い手の方々もおられますけれども、やはり再生林になりますと労働環境が悪いというか、森林組合の作業班の方々にお願いをしてというのが実態かなというふうに思います。そういう中で、やはり担い手の方々をどうするのかということが今後の循環型、日本も含めてでありますけれども、循環型林業を持っていくには大変重要ではないかなと。所得を確保しながら、あるいは労働環境を改善して、そして機械化ができるものは機械化とか、そういったことが今後必要かなというふうに思いますし、このことにはちゃんと書いてあるわけでありますから、それを具体的に進めていくことが大事ではないかなというふうに思っています。

宮崎では、知事の方も再生林を県政の大きな柱にするという明言をいたしましたので、期待もしておりますけれども、私はいつも、32年間素材生産量日本一ということ、知事、いつも言われますけれども、財産を食い潰しているんじゃないですかという、ちょっと嫌みなことを言っておりましたけれども、いや、再生林を頑張っていきますということを高らかにうたわれておりますので、今後期待もしております。

その中ではやはり、宮崎では素材業者の方々も再生林に取り組む業者さんも出てきております。そのためには、大きな機械を遊ばせておるときの機械損料を補助してやるとか、そういったいろいろなことで、みんなで再生林を進めていくということが今後も一番大きな課題かなというふうに認識をいたしております。

それと、一般の農林家の方々に、山を持って伐採をした後に再生林を、ちょっともういいかなという認識は、やはり鳥獣被害です。もうこれで意欲を無くされます。やはり鳥獣被害対策というのを、今やってはおりますけれども、なかなか、いたちごっこというような形もありますので、こういったことをどうするのか。そういったことをこの計画は掲げてありますので、これを具体化すること、是非いろんな面で御指導なり御支援賜りますようお願いしたいなということでございます。これは意見としてでございます。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

と言いつつ、大分時間が予定しているのに迫っては来ているんですが、オンラインで参加の小山委員は、特に御意見はよろしいですか。なければ特に強制はいたしません。

じゃ、どうぞ。ミュートを外していただいて。

こちらで声が聞こえていないような。

駄目ですかね。ちょっと、チャットはないかな。

○事務局 林野庁運営です。

画面右上の「退出」ボタンの二つ左ぐらいにある「マイク」のボタンをクリックして、マイク有効になりませんかでしょうか。

難しそうですかね。すみません。

○土屋会長 すみません、どうも、もっと早めに御準備いただければよかったんですが、ごめんなさい。

どうでしょうかね。まあ、しょうがないね。

もしも復旧しましたら、後で御意見頂きますので、よろしく願います。

ほかはよろしいですか。

じゃ、土川委員、どうぞ、願います。

○土川委員 私も、意見というよりも、半分お願いになるんですけども。

今回新しくこの森林計画立てられたということで、先ほどからも出ておりますように、若い人材をどういうふうにかような領域に取り込むのかということも大きな問題になってまいります。それから、そのときにどうしても、その人材不足をカバーするのは、この中にも書かれているICTですとか、いろんな先端的な技術を入れるということが必要になってまいります。

これは私勤めております大学でも同じなんですけれども、大学なんか勤めておりますと、どちらかというともう「ICT」という言葉自体が最近あまり使わなく実はなっております。話題は生成系AIに移っています。チャットGTPにしましても、昨年11月に3.5が出て、今4なんですけれども、もうそこら辺は私も全くフォローできないぐらい、とんでもない勢いでどんどんどんどん変わってきているわけなんです。

先ほども、こういった森林計画もどれぐらいのスパンで見直すのかというようなお話もありましたけれども、是非このような先端的な、事柄については、毎年というよりも、大げさな言い方ですけれども、毎月のように今は変わってきておりますので、是非ともそこら辺の情報も是非入手いただいて、どういう方向で先端的な技術を入れていくのが本当に現場にとっていいのかということをおウオッチングいただくと大変有り難いかなというふうに思います。

以上です。

○土屋会長 御意見ありがとうございました。

もう最後ですので、ちょっとまとめて。松浦委員もどうぞ。

○松浦委員 すみません、松浦です。

今の御意見に関連してなんですけれども、私、この要約版をいろいろ見た後に、資料1-3

の方に入ってみると、やはり御指摘のあったように、全体的なアップデートがまだ不足しているんじゃないかと思いました。最近の現象や最新技術とかを取り入れるというようなところ、いろいろな表現とか用語、これらがまだ検討の余地があるのではないかと。コメントを書こうとしたのですが、結構いっぱいあり過ぎて、途中でカットしたという事情がありますので、もう一度、最新の情報などを取り入れて見直していただければ有り難いと思いました。

用語ですが、例えば、公益的機能と多面的機能が混在していますが、使い分けとか意図的にされているのかというようなことも含めて御検討いただければと思います。あと、地質のところとかで、破碎帯とかがやや古い使われ方がされているのに対し、付加体などの用語が入っていないとか、そういうのが結構ありました。また、最近話題となっている0次谷に近い文言はあったのですが、中層崩壊というのは入っていませんでしたし、そういったことも踏まえて、全体的に見直しをして頂ければなというふうに考えました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

4人の委員から今御発言があったと思いますが、御回答をお願いします。

○齋藤計画課長 玉置委員から以降4人の委員の先生から、たくさん御意見頂きました。

取り分け実施に関する事、この計画に記載されていることをしっかりと取り組んでいくという面については、林野庁は各課でしっかりと施策を展開していきたいと思います。例えば担い手の問題ですとか、あるいはクリーンウッドの問題ですとか、人材の話とか、ICTとか、そういったことについてはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

特に最後に頂きましたアップデートのお話については、一度私ども、ちょっと詳細に、どういった辺りかというのを伺いしつつ、文言については再度、我々なりにそしゃくをして、記述が改める必要があるところは改めていきたいというふうに思っております。

○土屋会長 ありがとうございます。

一番最後の、今、課長さんが言われたことですけれども、まだ間に合うといえれば間に合うので、各委員におかれましては、ちょっとこの文言はおかしいんじゃないかというようなところを御指摘いただくと、より良い計画になるんじゃないかと思いますが、是非御協力をお願いいたします。

時間ばかり気にしていて申し訳ないですが、ちょうどスケジュールどおりの時間になりましたので、ひとまずここで質疑を打ち切りたいと思います。まだこの後に、先ほどありましたようにパブリックコメントを実施して、それを受けての審議会での審議が。そのときに大きく変更ってなかなか難しいとは思いますが、そこでもう一度審議がありますので、それまで、またよろしく願いいたします。

それでは、今後ですが、本日の御意見を踏まえまして、今申し上げましたように、全国森林計画の作成作業を進めていきます。これからパブリックコメントを実施するんですが、その取扱いについては会長に一任いただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の議題に進めさせていただきます。議事次第で、その他となっているんですが、その他といっても非常に重要なのが二つ出てまいります。

まずは、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律、いわゆるクリーンウッド法の改正につきまして、事務局より説明をお願いいたします。事務局の方からの御説明の後は、立花委員からも少し御説明を補足していただきたいと思っていますので、御準備ください。

それでは、まず木材利用課長の方からお願いいたします。

○三上木材利用課長 4月に木材利用課長を拝命した三上です。よろしくをお願いいたします。

資料2-1に沿いまして、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律、いわゆるクリーンウッド法の改正につきまして、御報告をいたします。

まず、2ページを御覧ください。

現行クリーンウッド法は、平成29年に施行された法律でして、事業者に対して合法伐採木材等を利用する努力義務を課した法律でございます。違法伐採及びその違法伐採の流通というのは、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるということと、それから、木材市場における公正な取引を害するおそれがあるという問題意識の下で、木材の加工業者、木材市場、輸入業者などの木材関連事業者が、木材の原料となる樹木について、我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことの確認、すなわち合法性の確認等を行うよう努めるということをもまず規定したほかに、取り組むべき措置を確実に講じる、そういう団体・企業等については、主務大臣が登録した登録実施機関による登録を受けることができるというような規定を置いております。

また、現行法の附則におきまして、施行後5年をめどとして見直しを行う旨ということが規定をされておりました。

それでは、5ページ目を御覧ください。

現行クリーンウッド法の施行後、林野庁としましては「クリーンウッド・ナビ」という情報提供サイトを開設いたしました。主要な木材輸出国等の木材伐採に関する法令情報等を提供するほか、木材関連団体の協力を得て、消費者向けの普及啓発活動や、木材関連事業者を対象とした登録促進セミナー等を実施してまいりました。

これらの取組の成果もございまして、令和3年に実施したアンケート調査によりますと、第一種木材関連事業者、すなわち川上又は水際の木材関連事業者の取り扱う木材等の約8割につ

いては合法性を確認できたというふうにされてございます。

6 ページ、御覧ください。

合法性の確認等の措置を確実に講じる登録木材関連事業者の登録件数ですけれども、約600件ということで、増加をし続けております。

また、令和3年度の調査によりますと、登録木材関連事業者が取り扱う木材のうち、90%以上は合法性が確認された木材を取り扱っているという傾向が示されておりました。

このように、現行法における取組の成果と取組の結果として、一定の成果が見られるところでございます。

7 ページ、御覧ください。

他方で、他国の制度を見ますと、EUや豪州のように、違法伐採のリスク確認等の義務を課する国が増えてきてございます。米国、韓国、中国、ニュージーランドなども、何らかの合法性確認や違法木材の取引に関する罰則等を規定しているところでございます。

こうしたことを背景として、我が国としてもより積極的に違法伐採対策を講じることといたしました。

8 ページ、御覧ください。

昨年6月の林政審議会において前任の小島課長から、合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会の取組を御報告いたしました。この検討会は、本日御出席の立花委員に座長を務めていただきまして、クリーンウッド法の施行後の見直しの検討等を行ったものでございます。

同検討会におきましては、クリーンウッド法施行後の状況や課題について御議論いただきまして、昨年4月に中間取りまとめを整理したところです。中間取りまとめでは、クリーンウッド法について一定の成果があったとした上で、課題や今後の方向性について、例えば木材関連事業者の拡大、それから、合法性確認の義務化などについて御提案を頂いたところです。

9 ページを御覧ください。

クリーンウッド法につきましては、今御説明した検討会の中間取りまとめの整理を踏まえつつ、政府といたしまして改正案を作成し、今年の4月26日に改正法案が国会で可決をされ、5月の8日に公布をされたところでございます。

1の背景の三つ目のポツにありますように、先ほど一定の成果というところを御説明しましたが、他方で、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材の量は我が国の木材総需要量の約4割等の状況といった実態もございまして、その4ポツにあるような国際的な動きもある中で、更なる取組の強化が必要といったような背景に基づきまして、以下の新たな規定を、措置をしたところでございます。

その新たな措置というところにつきましては、その下にございますポンチ絵も併せて御覧い

ただければと思います。

改正法における主な改正点につきましては、以下の3点でございます。

1点目ですが、この下のポンチ絵、オレンジのところですね。川上・水際の木材関連事業者に対して合法性の確認、それから記録の作成・保存、また、その合法性の確認の結果を、他の木材関連事業者はその木材を販売する際に合法性の確認ができたかどうかというその結果の内容を、情報を伝達するということを義務付けてございます。

それから、2点目でございますけれども、左側、これら合法性の確認が円滑に行われるように、木材関連事業者の求めに応じて、立木の伐採・販売等を行う素材生産販売事業者に対して、伐採届等の情報提供を行うということを義務付けてございます。

また、3点目ですけれども、右側の方にいきまして、現行法では川上・水際の木材関連事業者に加えて、家具工場・製紙工場・建築業者などをその他の木材関連事業者として位置づけしておりましたけれども、これに加えて小売事業者を木材関連事業者として位置づけることといたしました。現行クリーンウッド法におきましても、その取り組むべき措置を確実に行う事業者について登録を行う制度があるというのは先ほど御説明いたしましたけれども、小売業者につきましても、この改正法の施行後は、こうした登録を行うということが期待されるところでございます。

また、これらの措置と併せまして、川上・水際の事業者に対して合法性の確認等を義務付けたり、素材生産販売事業者に求めに応じた情報提供を義務付けるといったことを担保するための措置として、指導・助言、勧告、公表、これに従わない場合の命令、最終的には罰則についても新たに規定をしたところでございます。

以上が、この法律の改正のポイントでございます。

改正法につきましては、この公布の日、5月8日から起算をして2年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行するということになっておりまして、令和7年の春頃に施行すべく準備を進めているところでございます。

また、この改正法の附則の中で、施行から3年後、つまり、今から2年後に施行し、プラス3年で5年たった後に検証するという旨が条文で位置づけられております。令和10年、すなわち今から5年後に、合法性が確認された木材が市場の中で100%を満たしているということを目指するという野心的なKPIを設けまして、これから取り組んでまいります。

政府としても、施行に向けて、合法性の確認とその方法の詳細等について検討を行っているところでございまして、関係者ともよく意見交換をしながら、政省令や運用の細則等、なるべく早めにお示ししていきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私からの説明は以上です。

○土屋会長 簡潔な御説明、ありがとうございました。

それでは、今御説明の中にもありましたように、正式には合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会の座長を務められておりました立花委員の方からも、少し関連の補足を申し上げます。

○立花委員 発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

まず、この改正について、今御説明がありましたように、資料の9ページにあるような、このポンチ絵の中の緑の3か所、これがまず一つ特徴的なことであるということ、まず御認識をお願いできればと思っております。

検討会においては、以前にも申し上げたかもしれませんが、まず黒のもの、違法なものをしっかりと排除していこうという議論が強く出て、その方向で議論が進みました。

実はグレーのものもありますので、グレーのものも含めてやると、なかなかそれが運用するに当たって難しい面があるだろうから、まず黒を無くしていこう、次はグレーのものをなるべく白にしていこうというようなステップを踏もうということで議論をいたしました。

その結果として、ここにあるような、この緑が付いた（１）、（２）、（３）が出てきたというふうに御認識を頂ければと思います。

この改正において一つ特徴的な点が、（１）の合法性の確認等を義務化するの中の③なんですけれども、情報の伝達を義務付けるというか、売る場合にもしっかりと情報を伝えていこうということを義務化していこうということが、私の認識では海外にはこういったのではないと思うので、日本の特徴的なことであって、この改正に伴ってこれを運用していく中で、これがしっかりと機能していけば、恐らくグレーのものも白に変わっていくだろうというような大きな期待があるということです。まず、この辺りについて補足させていただければと思います。

あと、グローバルな観点でいきますと、E U T Rという、ヨーロッパ委員会が欧州材の木材規則を10年ほど前に作ったわけですが、それがE U D Rになりました。Dはディフォレストेशनなので、森林を劣化させる、減少させる、そうしたことに由来するものは農産物も含めて消費しないということをやろうという方向になりました。去年12月にEU理事会とEU議会が暫定合意をし、この6月に発効しました。来年6月には中小企業までに適用されると聞いています。ですので、例えば森林から農地に変えて、そしてそこから生産されたものの場合もそれに該当することになりますから、農作物等の消費に当たっても我々はかなり強い意識を持ちながら行動するというのが必要になってくることになります。

日本においても、クリーンウッド法の改正においてかなり前進しましたし、こうした海外の動きも捉まえながら、また、先ほど御説明があったように、施行後3年後にまた見直しをすることも規定されているということですから、日本なりのやり方においてしっかりと、黒を無く

しグレーのものを白にしていくという取組を着実に進めていっていただきたいと思ひますし、我々も専門家として御協力できる部分はして、産業界の皆さんも含めて、一緒になってこれを取り組んでいければと思ひております。

以上です。

○土屋会長 適切な補足の説明、ありがとうございました。

それでは、これに対して御質問、御意見等があれば、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

はい、河野委員。

○河野委員 御説明ありがとうございました。

現行法で不足する点に対して、義務範囲を広げ、それから罰則規定まで設けてくださるなど、クリーンウッド法の改正に対して、消費者として大変期待しております。

その上で、先ほど立花委員がおっしゃっていらっしゃいました、その特徴として情報の伝達を義務付けていると。そうするとやはり、消費者というか最終、消費者にこの合法性という価値が正しく伝わるということが、全体をしっかりと後押しするというふうには思ひておりますけれども、視認性がある情報伝達が、例えばマークが付くとか、どのような形で消費者まで情報が伝わっていくのか。もし今何か試案があれば教えていただきたいというのが1点目です。

それから2点目は、こういった分野に関してはEUの取組というのが常にフロントランナーといひましようか、最新の、規制も含めて、行っているというふうには思ひております。そこで、今回の合法性という中に、これは法令遵守だというふうには理解してはいますけれども、例えば環境への配慮、先ほどから問題になっている再造林とか、それから、そういったものもちゃんとやられているというのが射程として入っているのか。それから、社会や労働ですよね。どのような労働環境で生産されたかというふうな、そういった部分、いわゆる持続可能性ということが、この合法性の中に含有されているのかどうかというところも教えていただければというふうには思ひております。

以上2点、よろしくお願ひします。

○土屋会長 ありがとうございました。

ほかにもう一つ、もしも、関連しなくても結構ですので。

どうぞ。

○小貫委員 すみません、そもそも論なんですけど、この法律、今回義務化をするということになると、当然その義務を履行し、コストをその分掛けて販売していくという形になるんですけど、この罰則はあるんでしょうか、この義務化に応じないというか義務を果たさない事業者に対する。その点、お聞きしたいと思ひます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今二つ、質問的には三つになるんですかね、ありましたが、いかがでしょうか。

○三上木材利用課長 答えいたします。

まず、河野委員からありましたお話ですけれども、優良な取組をしている木材に対してマーク付け等をできないかというようなお話でございました。この法律の仕組み自体は、取り組むべき措置を確実に取り組むという事業者に対しては、登録制度というのをそもそも設けてございます。他方で、優れた事業者、更に優れた事業者に対して、マーク付けというのをどうしていくかといったことにつきましては、現行の登録制度との関係を含めまして、その仕組み等について今後検討していくというふうに考えてございます。

それから、木材がどういう形で伐採されたものであるか、きちんと再造林されているのか、社会、労働といった条件において、その持続可能性なども担保されたものかどうかというようなところですが、法律の規定上は6条の第2項におきまして、その原材料情報として確認すべき情報として書かれてございますのは、森林法10条の8第1項に規定する届出書の写し、若しくは原産国の政府機関により発行された、当該樹木が樹木の伐採に係る当該原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する証書の写し、又はこれに代わるような、そういうことを証する、違法伐採に係る木材に該当しないという蓋然性が高いことを証する情報というものを政令で定めるということになっているわけですが、御指摘を頂いたような再造林といった部分につきましては、森林法の届出書の、伐採届の届出書の写しということは再造林を担保するというようなもので、国内的にはそういうものですが、海外のものについては、当該原産国の法令に適合して伐採されたということを証する証明書の写し、又は政令におきましてその認証的なものを含めるかどうかといったこと、なるべく合法的に伐採されたものを網羅するような形で規定をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、小貫委員からお話のありました義務化に伴う罰則というところ、ございましたけれども、この罰則というのは、合法性の確認等を義務付けますと、それから、素材生産販売事業者に対して求めがあった場合に情報提供を義務付けますということでございますけれども、合法性の確認というのは、取引があったときに伐採届があるかどうかを確認するとか、そういう行為でございまして、通常取引の中において伐採届等があるかどうか、その確認等を義務付けをしたということでございまして、それに対して罰則を科すというのは、確認できていないのに確認できたとか、そういう虚偽の報告を行ったりとか、そういう場合に罰則はあるということでございまして、何か普通の商行為をしている範囲において罰則が適用されるといったものではないということを御説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

実は時間が余りなくなっていることに気が付いたんですが、今日は一応御説明ということなので、もしもありましたら、あとお一人ぐらいでクリーンウッド法の関係は終わりにしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

そうしましたら、次のその他にいきます。

次は、花粉発生源対策の推進についてという話です。これは、先ほどの議題にありました全国森林計画の中にも、この花粉発生源対策に関連した事項がかなりたくさん入ってきたことは皆さん御承知のとおりだと思いますが、そのときの説明にもありましたように、ちょっと特出しで、この部分についての御説明をこれからお願いしています。

森林利用課長さん、お願いします。

○福田森林利用課長 森林利用課長の福田でございます。

私から、花粉発生源対策の推進について御説明をいたします。

まず、資料の3-1を御覧いただきたいと思います。花粉発生源対策の現状でございます。

1ページを御覧いただきたいと思います。

林野庁では、これまで、花粉発生源対策といたしまして、「伐って利用します」、花粉を飛散させる人工林等の伐採・利用、「植え替えます」、花粉の少ない苗木等による植え替えや広葉樹の導入、そして「出させません」、スギ花粉の発生を抑える技術の実用化の3点を、「3本の斧」と呼んで、取組を進めてまいりました。

特に、ここには書いてはございませんが、令和14年度までに花粉の少ないスギ苗木生産量のスギ苗木生産量全体に占める割合を約7割に引き上げることを目標としてまいりました。

次に、2ページを御覧ください。

これまでの取組によりまして、「伐って利用します」の点につきましては、国産材供給量が平成24年の2,000万 $m^3$ から令和3年には3,370万 $m^3$ に増加するとともに、花粉の少ない苗木の生産量については、中央でございますように、平成23年度の142万本から令和2年度の1,393万本へと10倍に増加し、スギ苗木生産量の5割を占めるようになっております。

また、右側でございますように、スギの雄花を選択的に枯死させる飛散防止剤の開発も支援してまいりました。

しかしながら、依然としてスギの伐採・利用は十分ではなく、花粉の少ない苗木へ植え替えたスギ林の面積は全体の1%未満にすぎず、更なる対策の強化が求められております。

このような中、本年4月14日に、農林水産大臣を含む関係大臣から成る「花粉症に関する関係閣僚会議」が新たに設置され、岸田総理から関係閣僚に対して、花粉症対策の全体像をまと

めるように指示がございました。これを受けまして、各省で検討が進められ、5月30日に開催されました第2回の関係閣僚会議で花粉症対策の全体像がまとめられたところです。

この全体像につきまして、資料の3-2で御説明をいたしたいと思います。

文字が小さくて恐縮です。

まず、資料の左上にありますように、花粉症は多くの国民を悩ませる社会問題となっておりまして、資料の中央上にありますように、有病率は40%を超えてきております。

花粉の発生源はスギに限定されるわけではありませんが、スギは全国における人工林面積の4割以上を占めるとともに、花粉症の中でもスギ花粉症の罹患率が最も多いことから、今回の対策では、スギ人工林を重点的な対象としております。

資料の右上にありますように、全国にスギ林は444万ヘクタールありますが、通常、スギは20年生頃から花粉を発生させますことから、今回の対策の対象となるスギ人工林は、20年以下の林分を除いた431万ヘクタールに絞り込んでおります。

具体的な対策といたしましては、資料の下半分にございますように、「花粉症対策の3本柱」として、「1.発生源対策」、「2.飛散対策」、「3.発症・暴露対策」の3点を設定しております。

まず、1の発生源対策では、10年後に花粉発生源のスギ人工林を約2割減少させるということを目指しております。また、30年後の半減を目指すということも示しております。

具体的な取組としましては、スギ人工林の伐採・植え替え等の加速化として、スギ人工林の年間伐採面積を現行の約5万ヘクタールから10年後には約7万ヘクタールまで増加させるとともに、花粉の少ない苗木による植え替え等を進めることにしております。

ただし、毎年21年生に達する林分が新たな花粉発生源に加わりますことから、伐採面積からその面積を除きますと、花粉発生源となる人工林の減少スピードは年間3.2万ヘクタールから6.2万ヘクタールへと倍増し、約2倍になるということになります。

以上の点につきましては、「花粉発生源人工林減少推進計画」、別名「スギ伐採加速化計画」を策定することとしておりますが、既に、この花粉症対策の全体像と同じ5月30日付けで、今、説明した内容と同じ内容の計画を策定済みとなっております。この「人工林減少推進計画」につきましては、資料3-3にございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

元に戻りまして、「スギ材需要の拡大」といたしまして、住宅分野でのスギ材製品への転換促進、木材活用大型建築の新築着工面積の倍増等に取り組むこととしております。

具体的には、加工流通施設の整備、輸入材を代替できる製造技術の普及、JAS規格・建築基準の合理化、国産材を活用した住宅への花粉症対策貢献度の明示などによりまして、スギ材の需要を現状の1,240万 $m^3$ から10年後には1,710万 $m^3$ に増加させることにしております。この需

要拡大の取組につきましては、国土交通省も取り組むこととなります。

次に、「花粉の少ない苗木の生産拡大」といたしまして、苗木生産体制の整備により、花粉の少ないスギ苗木の割合を10年後に9割以上に引き上げることにしております。ここで申します「花粉の少ない苗木」には、無花粉スギ、少花粉スギ、低花粉スギに加えまして、成長の早い特定母樹から生産される特定苗木も含まれております。

また、このほか、「林業の生産性向上及び労働力の確保」といたしまして、高性能林業機械の導入による生産性の向上を図るとともに、10年後も現在と同程度の人材を確保することにしております。

なお、これらの施策につきましては、予算の検討状況も踏まえながら、年内に「林業活性化・木材利用推進パッケージ」としてまとめることにしております。

続いて、2の飛散対策といたしまして、スギ花粉飛散量の予測、スギ花粉の飛散防止を掲げております。

「スギ花粉飛散量の予測」につきましては、林野庁としては、スギ雄花花芽調査の調査地点の拡大、スギ人工林に関する地理情報の高度化、データ公開等に取り組むこととなります。

また、「スギ花粉の飛散防止」につきましては、飛散防止剤の開発促進に取り組むこととなります。既にシドウィア菌とパルカットという飛散防止剤の開発が進められておりますので、これらの実用化に向けまして、更に取組を進めることとなります。

最後の3、発症・暴露対策につきましては、基本的に厚生労働省などの取組になりますが、林野庁の関係では、花粉症の舌下免疫療法の治療薬増産に関して、治療薬の原料となるスギ花粉の収集につきまして、森林組合等に協力を要請することとなります。

以上を踏まえて、現在、来年度予算概算要求に向けた検討を進めており、今後、必要な予算を確保していきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に対して御質問や御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ、小野委員。

○小野委員 小野なぎさでございます。意見です。

国民にとって、森林・林業関係の情報の中でも、この花粉症発生源対策というのはとても関心のあるテーマだと認識しています。

私も花粉症なので春はとても悩んでおりますけれども、森の中に人を連れていく仕事をしておりますが、やはり年々花粉症の方が増えていて、今年から花粉症になったという方も多く、花粉があるから森に行きたくないですとか、あと、小学校の授業で森の大切さを伝える授業を

やっけて、丸太とかスギの葉っぱを教室に用意して子供に触ってもらふようなことをやるんですが、子供たちから、スギは花粉症になるから触りたくない、嫌だというような意見も聞いていて、我々は恐らくスギ材というのとスギ花粉というようなものを違ふものとして考えていますが、一般国民にとっては、スギはスギなんですよね。

心理的に、人間に害を与えるものは排除したいという気持ちが生まれてきてしまうので、林野庁からのこうしたメッセージの伝え方というのがとても大事だと思っています。植え替えまず、花粉をなくしますというメッセージですと、悪いことをしているのを認めているような感じとか、やはり花粉発生源対策と併せて、多面的機能をスギもきちんと發揮してくれていることとか、あと、やはり飛散防止剤による生態系への影響というのは、花粉を無くしたとしても、その影響というのはやはり必ずあると思いますので、その辺りは併せて発信してほしいなと思います。

あとは、スギ花粉で、これ、私の認識は、花粉だけがヒトに害を及ぼすのではなくて、自然と空気中に落ちて花粉が破裂して、その一部が人間の体に付いて害を与えるという認識していますが、そこに大気汚染物質と加わることによって花粉の飛散が増長しヒトへの影響が増えることとか、あと、土壌、土がないこと、アスファルトがあることによって花粉が土壌にしみ込まず空気中にずっと舞い続けるというような、今の気候変動ですとか環境問題的な要素もこの広がっている背景にはあるのではないかなと考えています。その辺り、林野庁からのこのメッセージだけですと、植えている人が悪くて、国民に害を与えているメッセージにならないかというのを心配しているので、やはり人体への影響というテーマではありますが、この国の大半を占めるスギ・ヒノキを扱う林野庁からは、きちんと国民に情報を届けていただきたいなと思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかに。

どうぞ。

○吉川委員 このスギの花粉症対策について、山元の林業家が非常に気にしているのは、スギの伐採を従来以上のペースで加速化していくという政策を進めると、当然のことながらスギ材が増産されますが、先ほども御説明があったような、いわゆる木材需要拡大のための政策は、今までもやってきたことが書いてあるだけで、山元立木価格に関しては非常に厳しい状況が続いている中で、さらに価格が低下するのではないかと危惧していることです。これは、一昨年のウッドショックでも山元立木価格は、ほとんど上がらず製品価格の上昇分は中間段階で吸収されてしまったということがあり、花粉症対策で今後、たくさんスギを伐採することになり、

その原木が市場に流通すれば更に価格が下がるのではないかとみんな心配しているということです。ですから、この辺の過程をもう少し具体的に、市場に対してどういう影響があるのか、若しくは、これをどういうふうにコントロールしていくのか、示されていないと本当にこんなことやっちゃって大丈夫なのですかという意見が林業家では多いです。花粉症対策を進める上で価格の問題というのが非常に重要であるということ、強く御認識を頂きたいということと、どのぐらいのペースで伐採を加速していくのか、その際、木材価格の低下をどのように防止していくのか中身を分かるように進めていただきたいと思います。

また、蛇足ではございますが、実は昨日、ウッド・チェンジ協議会の幹部の方とお話をしておりました。このスギ花粉症対策というのは、国民に対して非常にインパクトがある話です。要するに、CO<sub>2</sub>の吸収源対策ももちろん重要なのですが、このスギ花粉症対策の方が国民にとってはインパクトがあり、せつかくここに予算付けするのであれば、もう少しその予算を有効に利用し、他省庁のように上手に政策をPRしたらいかがでしょうか、とこういうような話をしておりました。更に申し上げますと、林業関係の方は非常に真面目な方が多いと、産業界のトップを経験された方から見ると、そういうふうに見えるようでございます。ですから是非、この予算を有効に利用できるような方法を考えていただきたいと思います。

これは意見でございます。よろしく申し上げます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、小野委員と吉川委員の方からかなり突っ込んだ御意見があったと思いますが、回答をお願いします。

○福田森林利用課長 ありがとうございます。

小野委員から御指摘がございました。

まず、「スギ、イコール悪者」のようなイメージがはびこるのではないかと御指摘がございました。我々も、森を愛する林野庁職員として、スギを悪者にするのは、非常に心もとない思いがありますので、「スギ自体が悪い」というより、「花粉を出すスギが悪い」ということで、花粉の少ないスギで植え替えていくことを強調することにより、「スギ自体が悪い」というような印象にならないように、PRの際には工夫をしていきたいと思っております。

それから、花粉の飛散防止剤の関係で、生態系への影響というのは、正にそのとおりでありまして、この飛散防止剤も、モノとしては開発されていますが、広く散布した場合に、環境にどのような影響があるのかということは、まだ十分調査ができておりませんので、その調査をこれから何年か掛けて行った上で、実用化を進めていきたいと思っております。

それから、人体への影響ということで、そこは私どもの所管ではございませんけれども、今回、花粉症対策の全体像ということで、厚生労働省なども含めて、政府全体で取り組むという

ことになっておりますので、関係する省庁の方でしっかり対応していただけたらと思っております。

それから、吉川委員から御指摘がございました。

スギ林をどんどん伐採していくと木材供給が増えて価格が下がってしまう懸念があるという点については、私どもも十分承知いたしております、そのためにやはり、伐るスピードと併せて、需要を拡大していかなければいけないと思っております。そのためには、国土交通省さんの御理解も頂きながら、住宅にスギを使った場合には、「これは花粉症対策に資する住宅です」というような宣伝の仕方をしていただくなど、新しいニーズを開拓していければいいのかなと思っております。

「今回のチャンスを有効利用すべき」という御指摘については、今回の花粉発生源の伐採・植替えは、我々が進めている「伐って、使って、植えて、育てる」というサイクルを進めるに当たって、うってつけの方向性でありますので、このチャンスをうまく活用していきたいと思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

大体時間の方は予定時間に迫ってきているんですが、今日これまでもまだ御発言いただいている委員の方が、この会場におられる方で言いますと斎藤委員と日當委員がおられるんですけども、日當委員、お願いします。

○日當委員 発言の機会をありがとうございます。日當でございます。

ただいま、吉川委員からも御指摘がありましたが、花粉発生源対策ということで相当の量が伐られるというふうなことで、それに見合う形での需要の創出というところは予定されているというところではございますけれども、なかなかそこには多分タイムラグ等が生じて、一時的にも混乱が生じるのではないかなというところで、発生源対策の工程表などは、そういったことを見越したことなのではないでしょうか、ストック機能の強化など、国内市況の安定対策を図るといふふうな表現もございます。是非こういった中で、最近はまだ川上から川下にダイレクトに物が運ばれるというふうなことが顕著になっておりますが、こういった中で川中としてのストック機能の強化というふうなところは大きい役立つのではないかなというところで、是非こういったところもサイクルの中に位置づけながら活用されて、安定的に需給が、バランスが取れるというふうなところにされてはいかかかなというところを、御意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

強制するわけではありませんが、齋藤委員はよろしいですか。

分かりました、はい。

そうしましたら、日當委員の御意見についてお答えいただけますか。

○福田森林利用課長 ありがとうございます。

日當委員から、需要の拡大がうまくいくのかという御指摘がございました。需要の拡大自体の話は、先ほど吉川委員へのお答えでお話ししたとおりでございますが、それに加えて、国産材の需給について、関係者が一堂に集まって情報交換するというような場も地域ごとに設けております。需要拡大に当たっては、それぞれの地域で供給の可能性も御議論いただきながら、進めていただければと思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

予定している時間がもう過ぎておりますので、ひとまずここまでとさせていただきます。

今、何人かの委員の方からもございましたように、これ、我々、森林・林業に関係している人間が思っている以上に一般国民の方の関心や、それから厳しい目というのはあると思いますので、是非これからも審議会としても注視していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、もしかすると早く終わるかなと思ったんですが、手際が悪くて、結局時間を超過してしまいました。

ただし、今日は多くの委員の方から御意見を頂けましたこと、ありがとうございます。

それでちょっと小山委員は、御発言いただく機会が手を挙げていただいたのにできません、申し訳ございません。次の機会にさせていただければと思っております。

それで、歴代の林野庁長官には、最後に総括のコメントというのをお願いしてしまして、余り普通はないことじゃないかと思うんですけども、是非最後に青山長官の方からお願いいたします。どうぞ。

○青山林野庁長官 本日はありがとうございました。

全国森林計画に関する御議論の中では、それぞれの立場から、計画を建設的な、より良いものにする視線からの御意見を頂いたというふうに認識をしております。

また、盛土規制法、クリーンウッド法に対する、その運用についての御期待も寄せられたというふうに認識をしておりますし、あと、佐藤委員からは現場の非常に厳しい鳥獣害対策への期待でありますとか、担い手確保に向けた期待といったお声を聞かせていただいたと思っております。

松浦委員から、公益的機能と多面的機能の、その言葉が混合して使われていることについて

御指摘を頂きました。私、農業の多面的機能について、食料・農業・農村基本法を策定するときに条文を作成して法制局に説明した立場から申し上げますと、森林の公益的機能という方が従来から使われておりまして、多面的機能というのは平成11年から登場した言葉であって、非常に歴史が浅いものでございます。農業の本来機能というのは農産物を生産する機能で、そのほかいろいろな機能を多面的機能というふうに法律上位置づけました。森林の場合、公益的機能の方がなじみが深いんですけれども、法律用語として「多面的機能」が登場したということで、2種類使われた結果になってしまっているかなど。どちらの方が据わりが良いのか、ちょっとまた事務方でも相談しまして、用語の使い方について、このままでいくのか、若しくは統一したり、その記載の方法について考えていきたいと思っております。

また、最後にお話ございました花粉症対策の件でございますけれども、私自身も花粉症を患っております、これまで庁外の人たちとお話をしたりする際に、林野庁所属と自己紹介した際には、二言目には花粉症を何とかしてくれという話を頂いておりました。今日、小野委員からございましたメッセージ性的話って非常に重要でございますし、吉川委員の方からございました、スギを早く伐採していくんだというメッセージ性が出ると今後の材価に影響するというおそれもあるわけなんですけれども、一つ、ウッド・チェンジ協議会の皆さんにきっと誤解があるのは、これ、政府が行うということで予算が付いたわけではなくて、これから林野庁が苦勞して捻出していかなくちゃいけないという状況でございますので、これはピンチでもあるんですけれども、機会と捉えて、どのような予算を確保できるかというのを今後頑張っていきたいと思っておりますけれども、そういう中で工夫を凝らしつつ、林業の現場でこれがマイナスにならないように努めながら、一般の市民の皆さんにも御理解いただけるような花粉症の抑制対策につながるような方法をこれから打ち出していきたいと思っております。

今後とも審議をよろしくお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○土屋会長 青山長官、どうもありがとうございました。非常に最後にふさわしい、全体をフォローする御発言を頂き、ありがとうございました。

以上をもちまして、今回の林政審議会の議事を終了いたします。

事務方の方から後で御説明があると思いますが、この暑い夏が終わる頃にもう一回、また集まることになるかと思っておりますけれども、またそのときお願いいたします。

今回も朝から長時間にわたり熱心な御議論いただきまして、深く感謝いたします。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○望月林政課長 土屋会長、ありがとうございました。

次回の林政審議会ですが、9月12日火曜日の午後に開催したいと考えております。委員の皆様

様方におかれましては御出席のほど、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様方には長時間にわたり熱心な御審議を頂き、ありがとうございました。

午前11時52分 閉会